



山形県公報

平成25年4月2日(火)
第2432号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 消防法の規定による指定試験機関の変更の届出……………(危機管理課) ……481
- 障害者自立支援法による指定一般相談支援事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……482
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……同
- 昭和57年3月県告示第499号(山形県農作物優良品種)の一部改正……………(園芸農業推進課) ……同
- 土地区画整理組合の解散の認可……………(都市計画課) ……483
- 同……………(同) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 景観重要建造物の指定……………(同) ……484
- 眺望景観資産の指定……………(同) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正……………同

### 内水面漁場管理委員会関係

#### 指 示

- 内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量……………485

### 公 告

- 平成25年山形県保育士試験の実施……………(子育て支援課) ……487
- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……488

## 告 示

### 山形県告示第327号

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の8第2項及び第17条の9第4項において準用する第13条の8第2項の規定により、指定試験機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成25年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定試験機関の名称及び所在地  
財団法人消防試験研究センター  
東京都千代田区霞が関一丁目4番2号
- 2 届出の内容

| 指定試験機関の名称      |                  | 変更年月日      |
|----------------|------------------|------------|
| 変更前            | 変更後              |            |
| 財団法人消防試験研究センター | 一般財団法人消防試験研究センター | 平成25. 4. 1 |

## 山形県告示第328号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地          | 事業所の名称及び所在地                             | 指定年月日       |
|-------------------------------------|-----------------------------------------|-------------|
| 社会福祉法人清流会<br>最上郡戸沢村大字蔵岡字野中沢前山2759番地 | サポートセンターあかつき<br>最上郡戸沢村大字蔵岡字上ノ山2905番地の42 | 平成25. 3. 21 |

## 山形県告示第329号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地       | 事業所の名称及び所在地                 | 障害児通所支援の種類 | 指定年月日       |
|-----------------------------------|-----------------------------|------------|-------------|
| 特定非営利活動法人森の子会<br>米沢市万世町牛森4172番地の6 | 森の子わかば園<br>米沢市万世町牛森4172番地の2 | 放課後等デイサービス | 平成25. 3. 21 |

## 山形県告示第330号

昭和57年3月県告示第499号（山形県農作物優良品種）の一部を次のように改正する。

平成25年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

7 ぶどうの項リースリング・リオン（昭和58年）の項及び安芸クイーン（平成5年）の項を削り、7 ぶどうの項に次の1項を加える。

シャルドネ（平成25年）

樹勢は中庸からやや強く、果房は170g程度で、円筒形で副房をつける。果粒は円形で、果皮色は茶色を帯びた黄色である。糖度は高く、果汁が多く、白酒用として良好である。収穫期は9月中旬から下旬である。

村山地域及び置賜地域に適する。

8 なしの項パートレット（昭和57年）の項及びマルゲリット・マリーラ（昭和60年）の項を削る。

13 りんごの項王林（おうりん）（昭和57年）の項を削り、13 りんごの項に次の1項を加える。

シナノスイート（平成25年）

長野県果樹試験場において、ふじにつがるを交配して育成した品種である。

果形は長円で、果実は300gから350gの大玉で、収穫期は10月上旬から中旬の中生種である。果皮は赤色で、縞が入る。果汁は多く、酸味が少なく、食味が優れる。

17 ねぎの項を次のように改める。

17 削除

32 おうとうの項南陽（なんよう）（昭和58年）の項を削る。

**山形県告示第331号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、土地区画整理組合の解散を次のとおり認可した。

平成25年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 組合の名称  
庄内町四ツ興野土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
東田川郡庄内町余目字猿田7番地6
- 3 解散の事由  
事業の完成
- 4 解散認可の年月日  
平成25年3月29日

**山形県告示第332号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、土地区画整理組合の解散を次のとおり認可した。

平成25年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 組合の名称  
上山市大石三千刈土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
上山市新丁72番地
- 3 解散の事由  
事業の完成
- 4 解散認可の年月日  
平成25年3月29日

**山形県告示第333号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき酒田市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 酒田都市計画下水道
  - (2) 名 称 酒田都市下水道
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

**山形県告示第334号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき酒田市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 酒田都市計画下水道
  - (2) 名 称 酒田公共下水道
- 2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

**山形県告示第335号**

景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により、景観重要建造物を次のとおり指定した。

平成25年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定年月日  
平成25年3月19日
- 2 景観重要建造物の名称  
最上白川砂防堰堤
- 3 所在地  
最上郡最上町大字法田字堰ノ上

**山形県告示第336号**

山形県景観条例（平成19年12月県条例第69号）第26条第1項の規定により、眺望景観資産を次のとおり指定した。

平成25年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定年月日  
平成25年3月19日
- 2 名称  
舟形若あゆ温泉からの山河と里の眺め
- 3 視点  
北緯38度42分39秒、東経140度20分24秒（舟形若あゆ温泉）
- 4 主たる対象物  
舟形の里、月山、葉山、熊野岳等県下の名山及び豊かな樹林を伴う最上小国川

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第23号**

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成25年4月2日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

- 「 〃 上山市山元体育館  
「 〃 上山市山元体育館」を 〃 上山市中山体育館 に、  
〃 上山市生涯学習センター 」  
「 〃 東根市就業改善センター を「 〃 東根市小林地区集会所」に改める。  
〃 東根市小林地区集会所 」

## 内水面漁場管理委員会関係

### 指 示

#### 山形県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、平成25年度の内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量について、次のとおり指示する。

平成25年4月2日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 伊 藤 健 雄

平成 25 年 度 増 殖 数 量 指 示

| 増殖方法           |                  | 移 殖 放 流 |             |       |       |       |       |       |            |                |              |              | 人 工 化 放 流   |             |            | 産 卵 場 造 成 等 |            |     |      |    |    |             |     |                                        |                             |
|----------------|------------------|---------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|------------|----------------|--------------|--------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|-----|------|----|----|-------------|-----|----------------------------------------|-----------------------------|
| 漁 協 名          | 魚 種 名<br>免 許 番 号 | あ       | うぐい<br>(はや) | こ     | い     | ふ     | な     | うなぎ   | かじか        | さくらます<br>(やまめ) | にじます<br>(稚魚) | にじます<br>(成魚) | いわな<br>(稚魚) | いわな<br>(成魚) | もくず<br>が に | ひめます        | やつめ<br>うなぎ | いわな | わかさぎ | あ  | ゆ  | うぐい<br>(はや) | かじか | やつめ<br>うなぎ                             | そ の 他                       |
|                |                  | キログラム   | キログラム       | キログラム | キログラム | キログラム | キログラム | キログラム | キログラム      | 尾              | 尾            | キログラム        | 尾           | キログラム       | 尾          | 尾           | 万粒         | 万粒  | 万粒   | 箇所 | 箇所 | 箇所          | 箇所  | 箇所                                     | 箇所                          |
| 両 羽            | 内共第1号            |         |             |       |       |       | 30    |       |            | 稚魚 14,000      |              |              |             |             | 1,000      |             | 1,000      |     |      |    |    |             | 2   |                                        |                             |
| 県 南            | 内共第2号            | 220     | 30          | 200   |       | 120   | 15    |       |            | 稚魚 6,000       |              | 700          | 11,000      | 280         |            |             |            | 3   | 300  |    |    |             | 7   | 1                                      | いわな2                        |
| 西 置 賜          | 内共第3号            | 525     |             |       |       | 100   | 10    |       |            | 稚魚 14,000      | 3,000        |              | 15,500      | 150         |            |             |            |     |      |    |    |             | 6   | 8                                      |                             |
| 最 上 川 一        | 内共第4号            | 790     | 100         |       |       | 20    | 10    |       | 2          | 稚魚 23,500      | 1,500        |              | 30,000      |             | 200        |             |            |     |      |    |    |             | 2   |                                        | 1<br>こい1、さくらます(やまめ)1        |
|                | 内共第5号            |         |             |       | 10    | 10    |       |       |            |                |              |              |             |             |            |             |            |     |      |    |    |             |     |                                        |                             |
|                | 計                | 790     | 100         |       | 10    | 30    | 10    |       | 2          | 稚魚 23,500      | 1,500        |              | 30,000      |             | 200        |             |            |     |      |    |    |             | 2   |                                        | 1<br>こい1、さくらます(やまめ)1        |
| 最 上 川 二        | 内共第6号            | 2,500   |             |       |       | 500   |       |       |            | 稚魚 35,000      | 25,000       | 550          |             | 300         | 400        |             |            |     | 100  |    |    |             | 5   | 2                                      | 5                           |
|                | 内共第7号            |         |             |       | 200   | 150   |       |       |            |                |              |              |             |             |            |             |            |     |      |    |    |             |     |                                        |                             |
|                | 内共第8号            |         |             |       | 200   | 300   |       |       |            |                |              |              |             |             |            |             |            |     |      |    |    |             |     |                                        |                             |
|                | 内共第9号            |         |             |       |       |       |       |       |            |                |              |              |             |             |            |             | 1,000      |     |      |    |    |             |     |                                        |                             |
|                | 計                | 2,500   |             |       | 400   | 950   |       |       |            |                | 稚魚 35,000    | 25,000       | 550         |             | 300        | 400         | 1,000      |     | 100  |    |    |             | 5   | 2                                      | 5                           |
| 丹 生 川          | 内共第10号           | 850     |             |       |       | 20    |       |       |            | 稚魚 8,000       | 2,000        |              | 4,000       |             | 300        |             |            |     |      |    |    |             | 7   | 6                                      |                             |
| 小 国 川          | 内共第11号           | 2,805   |             |       |       | 30    |       |       |            | 稚魚 65,000      | 500          |              | 15,000      |             | 1,000      |             |            |     |      |    |    |             | 9   | 7                                      | 7                           |
|                | 内共第12号           |         |             |       |       | 50    | 5     |       |            |                |              |              |             |             |            |             |            |     |      |    |    |             |     |                                        |                             |
|                | 計                | 2,805   |             |       |       | 80    | 5     |       |            | 稚魚 65,000      | 500          |              | 15,000      |             | 1,000      |             |            |     |      |    |    |             | 9   | 7                                      | 7                           |
| 最 北 中 部        | 内共第13号           | 600     |             |       |       | 20    |       |       |            | 稚魚 30,000      | 5,000        |              | 30,000      |             | 500        |             |            |     |      |    |    |             | 2   | 2                                      | 2                           |
|                | 内共第14号           |         |             |       |       | 10    |       |       |            |                |              |              |             |             |            |             |            |     |      |    |    |             |     |                                        |                             |
|                | 計                | 600     |             |       |       | 30    |       |       |            | 稚魚 30,000      | 5,000        |              | 30,000      |             | 500        |             |            |     |      |    |    |             | 2   | 2                                      | 2                           |
| 最 上            | 内共第15号           | 1,700   |             |       |       | 10    | 5     |       |            | 稚魚 50,000      |              |              | 20,000      |             | 3,000      |             |            | 1   |      | 4  |    | 4           | 2   | 2                                      |                             |
| 最上川第八          | 内共第16号           | 220     |             | 20    |       | 5     | 5     |       |            | 稚魚 30,000      |              |              | 10,000      |             | 1,000      |             | 200        |     |      |    |    | 4           | 3   |                                        |                             |
| 赤 川            | 内共第17号           | 20      |             |       |       | 30    |       |       |            | 稚魚 9,000       |              |              | 5,000       |             | 500        |             |            |     |      |    |    |             | 2   |                                        | 2                           |
|                | 内共第18号           | 430     |             |       |       | 20    |       |       |            | 稚魚 61,000      |              | 50           | 35,000      |             | 2,500      |             |            |     |      | 2  |    | 3           | 3   |                                        | さくらます(やまめ)9                 |
|                | 内共第19号           |         |             |       |       |       |       |       |            |                |              |              |             |             |            |             | 3,000      |     |      |    |    |             |     |                                        |                             |
|                | 計                | 450     |             |       |       | 50    |       |       |            | 稚魚 70,000      |              | 50           | 40,000      |             | 3,000      | 3,000       |            |     |      | 2  |    | 5           | 3   | 2                                      | さくらます(やまめ)9                 |
| 月 光 川 養        | 内共第20号           | 20      |             |       |       | 5     |       |       |            | 稚魚 13,000      |              |              | 13,000      |             | 3,500      |             |            |     |      |    |    | 8           | 4   | 6                                      | 2                           |
| 日 向 荒 瀬        | 内共第21号           | 250     |             |       |       | 10    |       |       | 3          | 稚魚 5,000       |              |              | 5,000       |             | 1,500      |             |            |     |      |    |    | 7           | 2   | 2                                      | 2                           |
| 山 戸            | 内共第22号           | 150     |             |       |       |       |       |       |            | 稚魚 5,000       |              |              |             |             | 800        |             |            |     |      |    |    | 3           | 5   | 5                                      | 5<br>いわな5                   |
| 温 海 町<br>内 水 面 | 内共第23号           | 110     |             |       |       |       |       |       |            | 稚魚 3,000       |              |              | 3,000       |             | 200        |             |            |     |      |    |    | 2           | 1   | 1                                      | 1<br>いわな1、さくらます(やまめ)1、にじます1 |
|                | 内共第24号           | 90      |             |       |       |       |       |       |            | 稚魚 3,000       |              |              | 3,000       |             | 200        |             |            |     |      |    |    | 2           | 2   | 1                                      | 1<br>いわな1、さくらます(やまめ)1、にじます1 |
|                | 内共第25号           | 50      |             |       |       |       |       |       |            | 稚魚 4,000       |              |              | 4,000       |             | 200        |             |            |     |      |    |    | 3           | 2   | 2                                      | 1<br>いわな1、さくらます(やまめ)1、にじます1 |
|                | 計                | 250     |             |       |       |       |       |       |            | 稚魚 10,000      |              |              | 10,000      |             | 600        |             |            |     |      |    |    | 7           | 5   | 4                                      | 3<br>いわな3、さくらます(やまめ)3、にじます3 |
| 小 国 町          | 内共第26号           | 900     |             |       |       |       |       |       |            | 稚魚 15,000      | 5,000        |              | 120,000     |             |            |             |            |     |      |    |    |             | 6   | 6                                      |                             |
| 作 谷 沢          | 内共第27号           |         |             |       | 200   | 100   | 10    |       |            |                |              |              |             |             |            |             |            |     | 400  |    |    |             |     |                                        | こい1、ふな1                     |
|                | 内共第28号           |         |             |       | 100   | 100   |       |       |            |                |              |              |             |             |            |             |            |     |      |    |    |             |     |                                        | こい1、ふな1                     |
|                | 計                |         |             |       | 300   | 200   | 10    |       |            |                |              |              |             |             |            |             |            |     | 400  |    |    |             |     |                                        | こい2、ふな2                     |
| 合 計            |                  | 12,230  | 130         | 930   | 1,640 | 70    |       | 5     | 稚魚 393,500 | 42,000         | 1,300        | 323,500      | 730         | 16,800      | 4,000      | 1,200       |            | 5   | 800  | 31 |    | 75          | 57  | 31<br>いわな10、さくらます(やまめ)13、こい3、にじます3、ふな2 |                             |

## 公 告

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定により、保育士試験を次のとおり実施する。  
平成25年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 試験の日時及び場所

| 区 分 | 期 日            | 時 間                | 場 所                      |
|-----|----------------|--------------------|--------------------------|
| 筆記  | 平成25年8月10日（土）  | 午前9時30分から午後4時まで    | 山形市片谷地515<br>東北文教大学短期大学部 |
|     | 平成25年8月11日（日）  | 午前9時30分から午後3時30分まで |                          |
| 実技  | 平成25年10月20日（日） | 別途指定する             | 天童市大字清池1559<br>羽陽学園短期大学  |

### 2 受験手続

受験申請書を平成25年5月15日（水）までに東京都豊島区高田三丁目19番10号社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに簡易書留により提出すること（平成25年5月15日（水）までの消印のあるもの）に限り受け付ける。

### 3 その他

- 平成25年保育士試験受験の手引き及び受験申請書の配布を希望する者は、次のいずれかの方法により、平成25年4月26日（金）までに社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに請求すること。
  - 社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターのホームページから請求する方法
  - 「手引き請求」と朱書きした封筒に、宛先明記の返信用封筒（角型2号）を封入して郵送する方法
- 詳細については、社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター（電話0120-4194-82）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに寒河江市役所において平成25年8月2日まで縦覧に供する。

平成25年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーブデンキ寒河江店  
寒河江市新山町22番1外

### 2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田308番地  
代表取締役 井上元延

### 3 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年11月20日

### 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,434平方メートル

### 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 駐車場の収容台数 135台
- 駐輪場の収容台数 28台
- 荷さばき施設の面積 132平方メートル
- 廃棄物等の保管施設の容量 18立方メートル

### 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後10時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
14か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで

## 7 届出年月日

平成25年3月19日

## 8 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年8月2日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成25年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子



1 県営住宅の名称等

| 名 称            | 所 在 地                     | 規 格  |                               | 公 募<br>戸 数 | 区 分 | 家 賃                     |                                    |                                    |                                    | 金 敷         | 摘 要         |                                    |                                    |
|----------------|---------------------------|------|-------------------------------|------------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|------------------------------------|------------------------------------|
|                |                           | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |            |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営小国アパー<br>ト2号 | 西置賜郡小国町<br>大字兵庫館3ー<br>3ー8 | 3DK  | 59.4                          | 1          | 一般用 | 14,200<br>円             | 16,400<br>円                        | 18,800<br>円                        | 21,200<br>円                        | 24,200<br>円 | 28,000<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           | 単身可                                |
| 同              | 同                         | 同    | 59.4                          | 1          | 同   | 14,200                  | 16,400                             | 18,800                             | 21,200                             | 24,200      | 28,000      |                                    |                                    |
| 同 白鷹アパー<br>ト   | 同 白鷹町<br>大字荒砥乙1482<br>ー1  | 同    | 55.7                          | 1          | 同   | 12,800                  | 14,800                             | 16,900                             | 19,100                             | 21,800      | 25,100      |                                    |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成25年4月8日から同月12日まで（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成25年4月12日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成25年5月下旬